

会費規則

(平成24年5月14日規則第1号)
(最終改定平成28年4月11日)

(目的)

第1条 この規則は、会費規程2条に基づき、正会員、準会員、非登録会員の年会費の金額および必要な事項を定める。

(年会費)

第2条 各会員は、毎年4月1日時点での会員資格に基づき、次表記載のと通りの年会費を、同月30日までに、本協会が別途指定する方法で支払わなくてはならない。

会員区分	年会費
正会員	5,000円
準会員	5,000円
非登録会員	5,000円

- 2 本教会の事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日）の途中で入会した会員は、当該事業年度については年会費の納付を要しない。
- 3 本協会の事業年度の途中で会員資格を変更した会員については、当該年度における年会費の額を変更しないものとし、納付済みの年会費の返還および年会費の追加納付は行わない。

(会費の免除措置)

第3条 前条の定めにかかわらず、次表左欄記載の事業年度においては、次表右欄記載の修習期に該当する会員に対する年会費を免除し、納付を要しないものとする。なお、平成30年度以降の取り扱いについては、各事業年度の前年度中に別途定めるものとする。

事業年度	会員の修習期
平成28年度	68期
平成29年度	69期

(不返還)

第4条 納付済みの年会費は、いかなる事由があってもこれを返還しないものとする。

(年会費徴収事務)

第5条 年会費の徴収事務は、事務総長の指示に基づき、事務局または外部委託先にて行う。

(会費徴収開始に伴う経過措置)

第6条 第2条第1項の定めにかかわらず、平成26年度の年会費については、平成26年4月末日までに退会した会員については、平成26年度の年会費を納入することを要しないものとする。

附則

第1条 この規則は、平成24年5月14日から施行する。

附則

第1条 この規則は、平成26年3月5日改定、平成26年4月1日から施行する。

附則

第1条 この規則は、平成28年4月11日改定、同日施行し、第3条の規定は、平成28年4月1日から適用する。